

③ 別表第4 (禁止地域)

① 日光国立公園内 (指定道路及び用途地域以外) (1/2ページ)

※野立広告板、屋上広告板、野立広告塔及び屋上広告塔について、国、地方公共団体等が公共的目的で表示する場合には、別の基準があります。

	野立広告板 ※案内誘導看板のみ	敷地内広告板	屋上広告板	野立広告塔	敷地内広告塔	屋上広告塔	壁面広告物	壁面突出 広告物	立看板	巻付広告	袖看板	アドバルーン
高さ	地上から上端まで 3m以下	地上から上端まで 3m以下	設置できない	設置できない	地上から上端まで 3m以下	設置できない	広告物は2階窓下 以下かつ6m以下。 ワンポイント マークは高さの制 限はない。	地上から上端まで 6m以下かつ軒高 以下		設置できない	設置できない	設置できない
表示面積	1面につき0.5 ㎡以内かつ表裏各 1面以内	1面につき3㎡以 内かつ表裏各1面			1面につき2.5 ㎡以内かつ合計1 0㎡以内		広告物は1建築壁 面につき3㎡以 内。ワンポイント マークは1建築壁 面につき1㎡以 内。	1面につき1.5 ㎡以内かつ合計3 ㎡以内	1㎡以内			
形状・幅	材料は青銅、木又 は擬木				1面の幅は1m以 内かつ最大投影幅 は1.5m以内							
道路からの 後退距離		1m以上			敷地境界から1m 以上							
広告物相互 間の距離												
色彩	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。ワンポイ ントマークは板面 の5分の1以内。	地色、裏面及び支 柱はこげ茶色、文 字は白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能			地色、裏面及び支 柱にあつてはこげ 茶色、文字にあつ ては白色又は黒色 とする。 1面につき表示面 の5分の1の範囲 内でワンポイント マークを表示可能		地色にあつては、 こげ茶色、文字に あつては白色又は 黒色とする。発光 塗料を使用しない もの。	地色にあつては、 こげ茶色、文字に あつては白色又は 黒色とする。1面 につき表示面の5 分の1の範囲内で ワンポイントマー クを表示可能。発 光塗料を使用しな いもの。	発光塗料を使用し ないもの			
基数及び 共架数	おおむね3件以 内、縦に5件まで 共架できる。	敷地につき1基			敷地につき1基		広告物は1建築壁 面につき1基 ワンポイントマー クは1建築壁面に つき1基	有効壁面につき1 基				
特殊装置	間接照明で白色系 であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの			光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの		光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの	光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの				
位置、設置方法 等	営業所から1.5km 以内かつ交差点か ら5m以上500 m以内						開口部への掲出及 び建築物からはみ 出すことはできな い。	出幅は、建築壁面 から1m以内。た だし、道路へ突き 出すことはできな い。	建築物又は堅固な 工作物に確実に取 り付けることによ り風力等によって 移動又は破損しな いよう設置			

① 日光国立公園内（指定道路及び用途地域以外）（2 / 2 ページ）

	アーチ	サインポール	アーケード 添架広告物	置看板	のぼり旗	はり紙	はり札	懸垂幕	横断幕	鉄道車両	路線バス 観光バス
高さ	設置できない	設置できない	設置できない	地上から上端まで 3 m以下	地上から上端まで 3 m以下	設置できない	設置できない	設置できない	設置できない		
表示面積				1 面につき 1.5 ㎡以内かつ合計 6 ㎡以内	1 面につき 1.5 ㎡以内かつ表裏各 1 面以内						
形状・幅											
道路からの 後退距離											
広告物相互 間の距離											
色彩				発光塗料を使用し ないもの	発光塗料を使用し ないもの						
基数及び 共架数				敷地につき 2 基	敷地につき 2 本 ※国等が公共的目 的で掲出する場合 敷地又は建築物の 出入口に設置する 1 対（2 本）のも のを除き、相互間 の距離 6 m 以上						
特殊装置				光源が白色系であ り、光源の点滅を 伴わないもの							
位置、設置方法 等				道路へ突き出さな いこと。	道路へ突き出さな いこと。 （国等が設置する 場合を除く）					左右側面部及び前 後部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。	左右側面部及び後 部  交通の安全の妨げ となるおそれのあ る構造、素材、位 置、装置等でない こと。

※車両広告物のうち、国等が公共的目的で掲出する場合

- ・位置：左右側面部及び前後部
- ・表示方法：交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。